

・・・赤ちゃんがほしいご夫婦を応援します・・・



## 金山町不妊治療費助成制度



### 〇●〇 一般不妊治療費助成制度 〇●〇

医療保険の適用となる不妊治療（ホルモン検査・子宮卵管造影・精液検査・タイミング療法・排卵誘発法など）と医療保険適用外の人工授精について、自己負担額を助成いたします。 ※体外受精・顕微授精は除く。

対象者	金山町に住所を有するご夫婦で、 夫または妻が医療保険の被保険者であり、 産婦人科または泌尿器科で一般不妊治療を受けた方。
助成内容	医療機関に支払った <b>自己負担額の、全額を助成。</b> (ただし <b>1年度10万円まで</b> )
申請方法	不妊治療を受けた日から1年以内に、 所定の申請書に、 <u>医療機関からの証明書・領収書を添付し</u> 、 提出いただきます。

領収書は、捨てずに  
大事に保管してお  
いてください。

### 〇●〇 特定不妊治療費助成制度 〇●〇

医療保険の適用とならない体外受精・顕微授精の自己負担額を助成いたします。

対象者	金山町に住所を有するご夫婦で、 山形県の特定不妊治療費助成の対象となる方。
助成内容	医療機関に支払った自己負担額に対し、山形県特定不妊治療費 助成（15万円、初回のみ30万円）に上乗せし、 <b>上限20万円を 助成。</b>
申請方法	所定の申請書に、 「 <u>山形県特定不妊治療費助成事業申請書</u> 」の写しと 「 <u>山形県特定不妊治療費助成金給付決定通知書</u> 」の写しを 添付し、提出いただきます。

平成28年度より、  
上限が20万円に  
拡大されました！

＊詳しくは 金山町役場 健康福祉課 健康係  
TEL.52-2111 (内線266) へご相談ください。  
(申請書様式についてもこちらにお問合せください。)

